（郵信省認可）　（本號六頁）　明治廿三年二月十三日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百六十四號
明治廿三年二月十三日　木曜日
舊暦巳丑閏十二月廿四日（乙丑）
日出午前六時三十二分　入午後五時十九分
月出午前零時十九分　入午前十一時四十五分
滿潮午前十時三十二分　干潮午前十時十八分
（西暦一千八百九十年）

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價遞送廣告料は左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社より直接に郵便にて遞送スルモノに限り右定價ノ外に一箇月十五錢ノ遞送料を申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行に付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

國會に對する自から方ある可し

國會の時日も追々切迫するに付き目下官民ともに其用意に忙はしと云ふ抑も國會開設の期限は既に十年前より定まりて何人も用意に怠ざりし事ならんなれども目前の急に逐はれて未來の事を慮るに暇あらず唯國會々々と人の口に云ふのみにして扨いよ〳〵開設の當年とあれば今更らの樣に思はれて却て平生の心掛の至らざるを嘲つは今の人間社會に免れざるの有樣あらん左れば政海の節季とも云ふ可き目下の時機に際し其向の人々が遽に周旋奔走するは固より其處にして怪しむに足らず又ろの周旋奔走の有樣も人々の地位に依りて同じからず先づ民間に於ては廣く同主義のものを結び多く代議士を出し政治の事項を調査して議事の參考に供する等目前に差掛りたる事も少からざる可し政府に於ては議事堂の建築、議事規則の編製より會計の整理、議案の組立等差向きの用務多端なる事ならん而して民間の用意は暫らく擱き政府が新開の國會に對する方略は果して如何と云ふに前日の紙上に述べたる如く議事の方向、重もに商論稅論の方に傾き餘り自由論などに熱せざる風ならば事頗ぶる妙にして政府の憂も少なかる可しと雖も實際の事實は果して我輩の希望を空うせざるや否や甚だ覺束なしと思はるゝ其次第は是迄の經驗に我國にて政治の事に疏き熱心奔走するものは所謂政論家の一類にして此輩は滿身唯政治の思想あるのみ其熱心は感服の外なしと雖も其身分を顧ぬれば多くは舊藩の士族又は其流亞とも云ふ可き人々にして生來政治の理論には熱心なれども商論稅論等に至りては甚だ不案内なるのみならず寧ろ無頓着とも云ふ可き者なれば撰擧法に夫々の制限あるにも拘らず其撰擧したる議員の多數が不幸にして所謂政治の理論家にてもあらんには議場の多言は自然の勢なるが故に政府は於ても亦ふれに對するの用意なかる可らず思ふに此際政府が國會に對する要略は先づ會計を整理し議案を精密にし議員をして容喙の間隙なからしむるやう注意するみとならんと雖も退て議員の性質を顧みれば元來政理一偏の論客にして今の政府に對し常に一種の感情を抱く者なれば政府より提出したる議案が何程精密にして數と形式の納付書を添付スヘシ〇第六條　收入官吏ニ於テ現金ヲ領收シタルトキハ明治二十二年大藏省令第十三號金庫領收證印紙ノ規則ニ據リ金庫ニ拂込ムヘシ〇第七條　各納稅人若クハ市町村長ハ稅金ヲ金庫ヘ納付シタルトキハ即時別符ノ切離及領收證ノ檢印ヲ收入官吏ニ請フヘシ〇第八條　各納稅人若シクハ市町村長ヨリ別符ノ切離及領收證ノ檢印ヲ請フトキハ收入官吏ハ即時ニ領收證書式ノ位置ニ檢印シ別符ヲ切離シ領收證ハ之ヲ返付スヘシ〇第九條　收入官吏ハ其切離シタル別符ニ領收證檢印簿ノ年月日ヲ記入シ其傍ニ檢印シ之ニ據リテ現金ヲ領收シタルトキハ明治二十二年大藏省令第十一號書式第二號ノ領收證ヲ發シ同時ニ收入簿及徵稅簿ニ記入スヘシ〇第十一條　收入官吏現金ヲ金庫ニ拂込ムルトキハ其別符附領收證ヲ府縣知事ニ送付シ別符ノ切離及領收證ノ檢印ヲ受クヘシ〇第十二條　府縣知事ハ收入官吏ノ送付シタル金庫ノ領收證ヲ檢シ收入檢定簿ヲ備ヘテ之ヲ記入シ領收證書式ノ位置ニ檢印シ別符ヲ切離シ領收證ハ之ヲ返付スヘシ〇第十三條　府縣知事ニ於テ收入官吏ノ送付シタル領收證ヲ檢シタルトキハ每月其檢定報告書ヲ製シ翌月七日以內ニ之ヲ大藏省ニ送付スヘシ〇第十四條　收入官吏ハ每日領收證ヨリ每日報告スル稅金領收ヲ計表ノ金額ト照査スヘシ〇第十五條　收入官吏ハ明治二十二年大藏省令第十一號書式第四號ニ據リ收入報告書ヲ調製シ收入金月計對照表ヲ添ヘ翌月七日迄ニ府縣知事ニ送付スヘシ〇第十六條　府縣知事ハ收入官吏ヨリ送付收入報告書ヲ取纏メ同式ノ每月收入集計書ヲ添ヘ收入官吏ヨリ送付スル所ノ收入報告書及收入金月計對照表ヲ翌月十五日迄ニ大藏省ニ送付スヘシ〇第十七條　收入官吏ハ第五號第六號樣式ニ據リ徵稅簿ヲ備ヘ調定額、收入額收入未齊額缺損額ヲ記載スヘシ〇第十八條　收入官吏ニ於テ調製セル收入簿現金出納簿ハ明治二十二年大藏省令第十一號書式第十四號及第十八號ニ依ルヘシ〇第十九條　收入官吏ハ第七號樣式ニ據リ各納期後五十日以內ニ收入額收入未滿額及缺損額報告書ヲ調製シ府縣知事ニ送付スヘシ〇第二十條　府縣知事ハ前條ノ報告書ヲ取纏メ更ニ同式ノ集計報告書ヲ調製シ各納期後六十日以內ニ大藏省ニ送付スヘシ〇第二十一條　收入檢定簿、檢定報告書其他事務整理上必要ナル帳簿ハ便宜ノ式ニ據リ之ヲ調製スヘシ　（以下書式略ス）

〇大藏省告示第七號

金庫開庫時間ノ儀本年四月一日ヨリ左ノ通リ相定ム

明治廿三年二月十二日　大藏大臣伯爵松方正義

第一　中央金庫及大阪本金庫

每年四月一日ヨリ七月十日迄及九月十一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午前九時ヨリ午後一時迄トス

但土曜日ハ正午十二時限リ閉鎖ス

每年七月十一日ヨリ九月十日迄ハ午前九時ヨリ正午十二時迄トス

第二　本金庫（大阪本金庫ハ除ク）及各支金庫

每年四月一日ヨリ七月十日迄及九月十一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午前九時ヨリ午後二時迄トス

但土曜日ハ正午十二時限リ閉鎖ス

每年七月十一日ヨリ九月十日迄ハ午前八時ヨリ正午十二時迄トス

第三　各金庫派出員

右ノ總テ前各項ノ時間ニ據ルモノトス

〇遞信省告示第二十二號

町村制實施ノ爲メ新ニ分合シタル町村ノ區域ハ郵便局配達受持區域ト同シカラサルモノ數多有之就テハ郵便物ノ表書宛名人ノ住所ニ新町村名ト番地ノミ記載スルトキハ其地ニ就クニアラサレハ甲乙郵便局中孰レノ受持區ニ屬スヘキカヲ稽知スル能ハス取扱上手數ヲ重ネ自然到達遲延ヲ生スルモノアリ依テ郵便物差出人ニ於テハ一層注意ヲ加ヘ當分ノ中新町村名ト番地ノ外必ス其大字ナル舊町村名ヲモ記載スヘシ

明治廿三年二月十二日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

〇東京府訓令第五號

東京府小笠原嶋廳　郡役所　町村役場

區役所　伊豆七嶋役所　伊豆七嶋村役場

との上に於ては一點の非難す可きものなきも之を滿足して容易に滿足す可しとも思はれず然るに政府の方ふては議場の多言を制するは議案の組立を精密にし他をして妄りに口を開かしめざるに在りとて只管力を此點に用ひ天時熟練の答辨員を議場に出し議員の質問論難に對し一々統計を根據として四方八方に切拔け專ら形の上に於て他を制せんとするの覺悟もあらんか雙方の攻撃は目前にして議場の混雜は遂に免る可らず如何となれば一方は專ら形の上に於て其功を收めんとし他の一方は却て形の外に遁して其所望を遂ふせんとするものなれば如何にして可あらん歟と云ふに我輩の所見を以てすれば議員の所望果して前述の如くなりとすれば政府に於ても大に其覺悟を改め形式上の功を計らずして大膽落落以て國會に對するの一事に在る可しと信ずるなり人々相接するに禮儀作法の場所に於て何事も兎角六ケ敷して溢るの常なれども所謂無禮講の席にては平生角ある人にても案外に打解くるものの多きと同樣の次第にして官民雙方互に隔絕して唯議場に於てのみ面を合せ一是一非論乙駁互に相爭ふばかりにては情誼相通せず雙方の所望達着する事もある可きなれば當局者は大膽落落に構へて禮節の末に拘らず計數の煩に泥まず事の大體に渉るものは大臣みづから議場に出席して淡泊に之を說明するなどの事は申す迄もなく議場外平生の交際にも總て簡易輕便を旨とし公會宴會等の場所に於て遺作もなく所懷を述べ又官邸私邸に於ても議員其人は勿論其他の有志者とも容易に面談し直に胸襟を披て議論を上下するなど表面形式の外に更に官民相接するの風を開きたらば其間の情誼互に相通じて議場の內外ともに事の圓滑を致すに足る可し我輩は今の時に當り會計の整理議案の精密等の用意を以て不必要となすものにあらずと雖も當局者が尊常形式の外に於て大膽落落の對議員法を以て更に必要ある可しと信ずるものなり

官報

〇裁判所構成法　去る十一日の本欄に掲げたる裁判所構成法第六條中に必用とあるは必要の誤ありと昨日の官報に是正したり

〇大藏省令第三號

明治二十二年（二月）大藏省令第五號國稅徵收法施行細則左之通改正シ明治二十三年四月一日ヨリ施行ス

明治廿三年二月十二日　大藏大臣伯爵松方正義

國稅徵收法施行細則

第一條　徵收法第八條市町村ニ對シ發スル徵稅令書ハ第一號第二號樣式ニ依リ各納稅人ニ對シ發スル徵稅令書ハ第三號樣式ニ依リ調製スヘシ〇第二條　府縣知事ニ於テ徵稅令書ヲ發シタルトキハ該納額ヲ收入官吏ニ達スヘシ〇第三條　市町村長ニ於テ土地若シクハ船車ノ所有權移轉又ハ土地ノ賃入ニ係ルモノアルトキハ其年ノ稅金ヲ金庫ニ納付スルトキハ徵稅令書ヲ添付スヘシ〇第四條　各納稅人ニ於テ稅金ヲ金庫ニ納付スルトキハ第四號樣式ノ納付書ヲ添付スヘシ〇第六條　收入官吏ニ於テ現金ヲ領收シタルトキハ明治二十二年大藏省令第十一號書式第二號ノ領收證ヲ發シ同時ニ收入簿及徵稅簿ニ記入スヘシ〇第十一條　收入官吏現金ヲ金庫ニ拂込ムルトキハ其別符附領收證ヲ府縣知事ニ送付シ別符ノ切離及領收證ノ檢印ヲ受クヘシ〇第十二條　府縣知事ハ收入官吏ノ送付シタル金庫ノ領收證ヲ檢シ收入檢定簿ヲ備ヘテ之ヲ記入シ領收證書式ノ位置ニ檢印シ別符ノ切離シ領收證ハ之ヲ返付スヘシ〇第十三條　府縣知事ニ於テ收入官吏ノ送付シタル領收證ヲ檢シタルトキハ每月其檢定報告書ヲ製シ翌月七日以內ニ之ヲ大藏省ニ送付スヘシ〇第十四條　收入官吏ハ每日領收證ヨリ每日報告スル稅金領收ヲ計表ノ金額ト照査スヘシ〇第十五條　收入官吏ハ明治二十二年大藏省令第十一號書式第四號ニ據リ收入報告書ヲ調製シ收入金月計對照表ヲ添ヘ翌月七日迄ニ府縣知事ニ送付スヘシ〇第十六條　府縣知事ハ收入官吏ヨリ送付收入報告書ヲ取纏メ同式ノ每月收入集計書ヲ添ヘ收入官吏ヨリ送付スル所ノ收入報告書及收入金月計對照表ヲ翌月十五日迄ニ大藏省ニ送付スヘシ〇第十七條　收入官吏ハ第五號第六號樣式ニ據リ徵稅簿ヲ備ヘ調定額、收入額收入未齊額缺損額ヲ記載スヘシ〇第十八條　收入官吏ニ於テ調製セル收入簿現金出納簿ハ明治二十二年大藏省令第十一號書式第十四號及第十八號ニ依ルヘシ〇第十九條　收入官吏ハ第七號樣式ニ據リ各納期後五十日以內ニ收入額收入未滿額及缺損額報告書ヲ調製シ府縣知事ニ送付スヘシ〇第二十條　府縣知事ハ前條ノ報告書ヲ取纏メ更ニ同式ノ集計報告書ヲ調製シ各納期後六十日以內ニ大藏省ニ送付スヘシ〇第二十一條　收入檢定簿、檢定報告書其他事務整理上必要ナル帳簿ハ便宜ノ式ニ據リ之ヲ調製スヘシ

雜報

〇日本朝鮮間海底電信（續）

壹岐對馬內地是を以て公衆の不便なること難も亦實に掛しとせざるを措き壹岐對馬等の如き殊に太甚しと漸次興起の兆あるの必要を感ずるに切なるみとなるみと一回なるに拘らず今日に至れり電信未通信を開くの地に於て却て同一の利便に頼れ來民度經濟兩ながら權を以て電信を專掌ざるを得んや是れ國急要とする所以なり

長崎釜山間に在り且又長崎釜山間に陸線を連接利便を與へたるにもば多くは此陸線を經る日韓線を舍て巡るの奇觀を呈せり是崎間に由るもの）は韓線に比すれば一語得るみあり元來日本支那朝鮮長崎間を經由し浦鹽清韓線に由りて發送通信するを常とす故するときは我長崎は勞に服するのみにして反して釜山長崎線より陸線を以て長崎て發送電報一語ふつ左れば在萬今日の情して清韓線に傾向せ路建設の經費を償ふして無用の消費を加約を改正するを以て

右改正候判を以上の如く國家の行するも事體甚だ宜き速ふ之が改正の緒に るあり元來彼れ會社事業にして當初は該に居るのみならず多しめたるものあれば彼に於て容易に承諾且や定約上ふ於ても大陸及其近傍の嶋嶼の許可を與へざるべる該判を起すに難んし所以なり然れども達するの時ふ方り既均一の施爲を下すを果す能はざるものに外國輸入ノ賣藥ヲ販賣ト同シク賣藥取締規則ニ據リ賣藥印紙稅規則ニ據リ得違ノ者無之據精々

明治廿三年二月十二日